

徳島県告示第六百六号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第三十七条の規定に基づき国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域を設定したので、次のとおり公示する。

令和六年十二月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

港湾名	国際水域施設名称	制限区域	設定年月日
橘港	四国電力岸壁前面泊地	岸壁辺長の前面水域幅六〇メートルの水域区域	令和六年十二月二日